

大垣警察市民監視事件から見える共謀罪の現実

2017, 4, 22 山田秀樹

I 大垣警察市民監視事件の概要

1 事件の留意点

①風力発電施設建設の勉強会が行われてから情報収集がなされたのではない。

日常的な情報収集、長期間に亘って保管

②警察の警備課（公安警察）が行っていた。

刑事警察（司法警察）とは区別されて治安警察（政治警察）

→共謀罪が成立したらどうなるかを想像。

2 事件の概要

議事録から見えるもの

①情報収集・・・長期的、継続的、日常的

②情報提供・・・偏頗

→端的に言って、市民運動に対する監視、抑圧

3 警察の行為の違法性

警察は「通常行っている警察業務の一環」とであると主張（正当行為）

情報収集と情報提供

しかし、警察法2条2項の存在。

→訴状の主張

→被告は「認否をしない」という答弁

4 権利侵害

プライバシーの権利と表現の自由

監視による表現活動に対する萎縮効果

判例は「間接的で事実上の侵害に過ぎない」

表現の自由の価値＝自己実現と自己統治の価値を併せ持つ（芦部）

II 共謀罪法案

1 法案の内容

組織的犯罪処罰法6条の2（新設）

2 法案の必要性

①国際組織犯罪防止条約締結のため

②テロ対策、オリンピック開催

世論調査の結果

3 要件の検討

(1) 「組織的犯罪集団」

暴力団や組織的詐欺集団を想定

別表第三に掲げる罪

→しかし、そのような集団には限定されない。

→適法な活動をしていた集団が組織的犯罪集団に変質することを認める。

最高裁 2015 年 9 月 15 日決定

「上記組織が、元々は詐欺罪に当たる行為を実行するための組織でなかったからといって、また、上記組織の中に詐欺行為に加担している認識のない営業員や電話勧誘員がいたからといって、別異に解すべき理由はない。」

政府答弁

目的が犯罪を実行することに一変したと認められる場合には「組織的犯罪集団」となる。

このような集団かどうかは、警察が一方的に決める。

大垣警察市民監視事件における被告の答弁

情報収集活動については「認否をしない」

つまり、理由を明らかにしなくても良いと主張。

「普通の人々の普通の生活」は無関係か。

警察は国民をどのような目で見ているか。

・警察庁警備局長の参議院内閣委員会での答弁

←トラブルを起こすのは住民であるという前提

・東京都公安条例最高裁判決の「集団暴徒論」

お上の言うことには従順に従う者が「普通の人」であり、文句を言わないのが「普通の生活」

= 基本的人権や表現の自由のない社会

= 自由よりも「安全・安心」を求める社会

(2) 「計画」

この「計画」が処罰の対象

次の「準備行為」は処罰条件に過ぎない。

共謀でよい。

現行刑法上の共謀共同正犯論、黙示の共謀も認められている。

(3) 「準備行為」

犯罪の実行行為（結果発生 of 具体的危険性のある行為）ではない。それ以前の行為。あらゆる行為が含まれる。

= 日常生活で行われている全ての行為が対象となる。

→治安維持法の「目的遂行行為」の罪

妻が夫のために家事等をするのも夫が共産党の幹部なら該当

(4) 留意点

- ・対象犯罪の絞り込みは意味がない。
- ・共謀罪も正犯。その共犯（教唆、幫助）がある。→処罰範囲が拡大。

4 共謀罪の捜査

「計画」が処罰の対象。その捜査はどのように行われるか。

例；辺野古の座り込み

(1) 電話や通信の傍受（盗聴）

2016年改正

①対象犯罪の拡大 →およそ8割の犯罪行為が対象になった。

②傍受手段の簡素化→職員の立会いが不要、データも警察署に転送
共謀罪が成立すれば、対象犯罪とする改正が行われることは確実。
さらに、室内会話の傍受も対象とすることが議論されていた。

(2) 情報の収集

計画の立証のためには、人間関係や日常の行動を収集・分析する必要がある。
行為者の内心や思想傾向、行為者が属する集団などの性格に基づいて判断。

G P S 位置情報

- ・自動車に発信装置を装着→最高裁判決
- ・通信事業者から取得 →検証令状

(3) 共犯者の供述

自首した者の刑の必要的減免

捜査・公判協力型の協議・合意制度（2016年刑訴法改正、司法取引）
→虚偽供述による誤判の危険が高まる。

↓

市民監視が常態化する。それが合法化される。

III 自由と民主主義のために

共謀罪の目指すもの、それは権利運動の規制に他ならない。

自民党改憲草案（2012年）

「公益及び公の秩序」による人権制限の許容

大垣警察市民監視事件はその実例

警察が権利運動を違法視、その抑圧を狙う。→戦前の治安維持法の再来

そもそも基本的人権や自由は何のためにあるのか。

その中でも特に、表現の自由の持つ意味。

権力による支配の手口は、「分断、包摂、孤立、弾圧」

憲法によって基本的人権や自由が守られているうちに闘おう。